

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="85 214 762 241">個⑥035-2 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="496 282 911 307">繰越税額控除限度超過額等に関する明細書</p> <p data-bbox="205 370 1201 504">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2第1項又は第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="227 513 943 539">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="227 546 1039 571">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="205 581 323 606">1 記載要領</p> <p data-bbox="227 616 1201 716">(1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p data-bbox="227 726 1201 826">イ 平成22年分 「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 ロ 平成23年分 「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 ハ 平成24年分又は平成25年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="227 836 1201 900">(2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。</p> <p data-bbox="227 909 1201 1049">(3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="227 1058 1201 1122">(4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑬」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="227 1132 1201 1271">(5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受けるときに、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="263 1280 990 1306">この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。</p> <p data-bbox="205 1315 323 1340">2 提出先</p> <p data-bbox="227 1350 477 1375">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="205 1385 323 1410">3 根拠条文</p> <p data-bbox="227 1420 537 1445">措法第10条、旧措法第10条の2</p>	<p data-bbox="1361 214 2038 241">個⑥035-2 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="1808 282 2222 307">繰越税額控除限度超過額等に関する明細書</p> <p data-bbox="1520 370 2516 504">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2第1項又は第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1542 513 2258 539">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1542 546 2354 571">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="1520 581 1638 606">1 記載要領</p> <p data-bbox="1542 616 2516 716">(1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p data-bbox="1542 726 2516 826">イ 平成22年分 「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 ロ 平成23年分 「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。 ハ 平成24年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="1542 836 2516 900">(2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。</p> <p data-bbox="1542 909 2516 1049">(3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1542 1058 2516 1122">(4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑬」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1542 1132 2516 1271">(5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受けるときに、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1577 1280 2304 1306">この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。</p> <p data-bbox="1520 1315 1638 1340">2 提出先</p> <p data-bbox="1542 1350 1791 1375">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1520 1385 1638 1410">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1542 1420 1791 1445">措法第10条、第10条の2</p>